

第6号様式別表5の7記載の手引

1 この計算書の用途等

この計算書は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（外形対象法人）が、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第5条第2項から第7項までの規定による控除を受ける場合に記載し、事務所又は事業所所在地の都道府県知事に、第6号様式の申告書に添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄 等	記 載 の し か た
1 「当該事業年度の月数②」	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。
2 「調整後付加価値額③」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。
3 「課税標準」、「新税率」及び「税額(イ)」	④から⑬までの各欄には、第6号様式の⑯から⑳までの各欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」をそれぞれの欄に記載します。
4 「旧税率」	平成28年3月31日現在における所得割、付加価値割及び資本割の税率を記載します。 また、標準税率以外の税率が適用される法人については、各都道府県ごとに定められた税率を用います。（注）
5 「税額(ロ)」	「旧税率」により計算した金額については、この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。
6 「控除額」（⑰及び⑱までの欄）	これらの金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額を記載します。

（注）神奈川県に申告する場合に適用する「旧税率」は次のとおりです。

申告する事業年度	平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度
----------	------------------------------------



適用する旧税率		平成28年3月31日現在の税率	
所得等の区分	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	1.744 (1.6) %
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	2.507 (2.3)
		所得のうち年800万円を超える金額	3.379 (3.1)
		本県と他の2以上の都道府県とにおいて事業を行う法人	3.379 (3.1)
		付加価値割	0.756 (0.72)
		資本割	0.315 (0.3)

備考 表中の（ ）書きは、不均一課税対象法人に適用される税率で、その法人の範囲は次のとおりです。

資本金の額又は出資金の額が2億円以下※1で、かつ、所得金額が年1億5,000万円以下※2の法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）

※1 資本金の額又は出資金の額が2億円以下かどうかは、申告する事業年度終了の日の現況によります。

※2 申告する事業年度が1年に満たない法人の所得金額が年1億5,000万円以下かどうかの判定は、所得金額の総額が次の算式により計算した額以下かどうかによります。

$$\frac{1 \text{ 億}5,000 \text{ 万円} \times \text{申告する事業年度の月数}}{12}$$